

選挙運動費用収支報告書 作成の手引き

<目 次>

- ・ I 留意事項
- ・ II 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領
- ・ III 領収書等の添付
- ・ III 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載例）
- ・ III 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（記載要領）
- ・ IV 振込明細書に係る支出目的書（記載例）
- ・ V 振込明細書に係る支出目的書（記載要領）
- ・ VI 選挙運動費用収支報告書の提出期限

I 留意事項(その1)

<出納責任者の職務関係>

- 出納責任者でなければ、選挙運動に関する支出(立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除く。)をすることはできません。ただし、出納責任者が文書による支出承諾を与えて他人に支出させることはできます。(公選法第187条第1項)
- 出納責任者は、会計帳簿を備えて選挙運動に関する全ての寄附その他の収入及び支出について所定事項を記載しなければなりません。(公選法第185条)
- 備え付けるべき会計帳簿は、収入簿と支出簿となっており(公選法施行規則第22条)、同規則第30号様式で様式例が定められています。
- 出納責任者以外の者が候補者のために寄附を受けたときは、出納責任者は、その者から7日以内に明細書を受領しなければなりません。ただし、出納責任者は、請求により直ちに明細書の提出を求めすることもできます。(公選法第186条)
- 出納責任者は、就任後、直ちに立候補準備に要した費用の精算をしなければなりません。(公選法第187条第2項)
- 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書等を徴しなければなりません。また、出納責任者以外の者がした適法な支出の領収書の送付を受けなければなりません。(公選法第188条)
- 出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書等の支出を証すべき書面を選挙運動費用収支報告書を提出した日から3年間保存しなければなりません。(公選法第191条第1項)

I 留意事項(その2)

<収入、支出及び寄附について>

○「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾、又は約束をいう(公選法第179条第1項)とされており、「その他の財産上の利益」とは、必ずしも有体物に限られず、債務の免除、保証、労務の無償提供のように、金銭、物品以外のものでもこれを受ける者の側において財産上の価値があると認められる一切のものを含みます。

○「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のものをいう(公選法第179条第2項)とされています。

○「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう(公選法第179条第3項)とされております。なお、支出には、財産的利益の消費も含まれるとされておりますので、例えば、選挙事務所を無償で借りて使用した場合には、その使用料を時価に見積ってその額を寄附として収入に計上すると同時に、支出としても計上する必要があります。

○「選挙運動に関する」とは、「選挙運動を行うために」の意であって、本来の選挙運動のみならず立候補の準備行為や選挙運動の準備行為も含まれます。さらには、選挙運動に従事する者同志の内部的な意思の連絡統一のための行為等のようにその行為自体は選挙運動に該当しなくても、究極において選挙運動を行うために行われる行為に関するものも含まれるものと解されています。(公職選挙法第197条で選挙運動に関する支出でないものとされているものもあります。(11ページ参照))

I 留意事項(その3)

<その他>

○ 会社等の法人その他の団体が、公職の候補者の政治活動(選挙運動を含む。)に対して寄附をすることは、政治資金規正法第21条により一切禁止されています。したがって、会社等が候補者に対して金銭を寄附することはもちろん、会社等が保有する建物等を、候補者の選挙事務所として無償提供することもできませんので、御注意願います。

○ 公選法第139条により、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子及び候補者の選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除き、何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、禁止されています。したがって、候補者が選挙人、選挙運動員等に提供する場合はもちろん、第三者から候補者等に提供する場合も禁止されていますので、御注意願います。

○ 他人名義又は匿名の寄附をすること及び公職の候補者等がそれらの寄附を受けること(例:自身の政治活動(選挙運動を含む。)のために、選挙事務所や街頭等に募金箱等を設置して、匿名の寄附を受領する場合等)は、政治資金規正法第22条の6により、禁止されていますので、御注意願います。

Ⅱ 選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例:表紙、収入の部>

選 挙 運 動 費 用 収 支 報 告 書

1 平成 年 月 日 執行 選挙

2 公職の候補者 住所 県 市 丁目 番 号
氏 名

3 平成 年 月 日から (第 1 回分)
平成 年 月 日まで

4 収入の部 (甲)

年 月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金額以外の寄附 及びその他の取 入の品類や数量	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
平成 年 月 日	5,000,000 円	寄附	〇〇県〇〇市東町4-7-4	〇〇党	政 党		
平成 年 月 日	200,000	寄附	〇〇県〇〇市南町6-5-6	甲田 三郎	商 業		金銭性本の約東〇年〇月〇日履行された
平成 年 月 日	230,000	寄附	〇〇県〇〇市西町5-6-5	山川 四郎	商 業	選挙事務所得より2日間60平方メートル1室	
平成 年 月 日	10,000	寄附					1件
平成 年 月 日	50,000	寄附	〇〇県〇〇市中央町B-3-8	〇〇 〇子	会 社 員		
平成 年 月 日	3,000,000	その他の収入					自己資金
平成 年 月 日	2,000,000	その他の収入					借入金
小計							
	寄 附	5,490,000					
	その他の収入	5,000,000					
	計	10,490,000					

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部(その1)>

- 選挙の執行年月日、選挙の名称■■■■■、公職の候補者の住所及び氏名を立候補届出書どおりに記載します。(①)
- 「3 月 日から 月 日まで」の欄には、「4 収入の部」及び「5 支出の部」に記載された収入及び支出の中で、最初に収入のあった月日及び最後に支出のあった月日を記載します。「第 回分」の欄には、第1回分の報告書であれば、「第1回分」と記載します。(①)
- 1件1万円を超える(10,001円以上)ものについては、各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載します。
- 「年月日」欄には、実際に収入のあった日を記載しますが、寄附の約束の場合には、その約束のあった日を記載します。(②)
- 「金額又は見積額」の欄には、金銭の収入の場合にはその金額を、金銭以外の収入の場合にはそれを時価に見積った額を記載します。(②)
- 「種別」欄には、「寄附」又は「その他の収入」に区分して記載します。(②)

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部(その2)>

○「寄附をした者」の欄には、その他の収入(自己資金、借入金等のうちから選挙運動費用にあてたものをいいます。)及び1万円以下の寄附については記載する必要はなく、1万円を超える寄附についてのみ、寄附をした者の住所、氏名及び職業(政治団体にあつては、主たる事務所の所在地及び政治団体の名称)を記載します。なお、政治団体の名称は、略称で記載せず、正確に記載願います。(②)

○「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄には、金銭以外の収入に係る員数、金額、見積の根拠等を具体的に記載します。なお、公職選挙法第139条により飲食物の提供はできませんが、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子については提供することができるので、陣中見舞等として菓子の提供を受けた場合には、時価に見積った金額を寄附として記載するとともに、「5 支出の部」にも記載しなければなりません。(②)

○「備考」の欄には、寄附の約束の場合、前述のとおり約束の日が「月日」欄に記載されるので、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載します。また、1件1万円以下の収入については、種別及び収入日ごとに合計されているので、その内訳(金額及び件数)を記載します。(「自己資金」又は「借入金」の場合は、その旨記載します。)(②)

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<収入の部の合計欄>

- 第1回分の報告書については、寄附及びその他の収入の区分別に合計し、「計」の欄及び「総額」の欄に記載します。(③)
- 第2回分以降の報告書については、当該報告回分の合計を「計」の欄に、前回までの報告分の総額を「前回計」の欄に、それぞれ記載し、「計」と「前回計」の合計を「総額」の欄に記載します。(③)

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例:収入の部の参考欄>

参 考	公費負担相当額	1,958,000 円	選挙運動用通常票書作成費	245,000 円	選挙事務所用立札・看板作成費	160,000 円
			ビラ作成費	455,000 円	選挙運動用自動車等立札・看板作成費	180,000 円
			ポスター作成費	750,000 円	個人演説会立札・看板作成費	175,000 円

↓

④

3/8

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例:支出の部>

5 支出の部(甲)

年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金額以外の支出の見積額の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(一) 人件費								
平成 年 月 日	10,000	選挙運動	人件費	〇〇県〇〇市北町7-4-7	乙川 二郎	会社員	無償労働従事8時間1人	
平成 年 月 日	180,000	選挙運動	車上運動員報酬	〇〇県〇〇市〇町1-1-1	〇〇 〇子	無職		
平成 年 月 日	120,000	選挙運動	本務員報酬	〇〇県〇〇市〇町1-1-2	〇〇 〇代	無職		
平成 年 月 日	180,000	選挙運動	車上運動員報酬	〇〇県〇〇市〇町1-2-3	〇〇 〇美	無職		
平成 年 月 日	120,000	選挙運動	本務員報酬	〇〇県〇〇市〇町2-1-2	〇〇 〇江	無職		
人件費計		610,000						
(二) 家賃費								
(1) 選挙事務所費								
平成 年 月 日	230,000	立候補準備	選挙事務所	〇〇県〇〇市西町5-8-5	山川 四郎	商業	専任労働時間1.12日間約24平方メートルの1室	
平成 年 月 日	10,500	立候補準備	臨時電話架設	〇〇県〇〇市〇〇8-8-8	〇〇〇株式会社			
平成 年 月 日	105,000	選挙運動	選挙事務所賃金(1件)	〇〇県〇〇市〇〇9-9-9	〇〇リース側			
(2) 集会会場費等								
平成 年 月 日	105,000	選挙運動	個人演説会会場費	〇〇市△△1111	〇〇ホテル側			
家賃費計		450,500						
(三) 通信費								
平成 年 月 日	5,000	立候補準備	切手購入	東京都〇〇区〇〇1-1-1	〇〇△株式会社			
小計	立候補準備のための支出	245,500						
	選挙運動のための支出	820,000						
	計	1,065,500						

⑥ ←

→ ⑤

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例：支出の部>

5 支出の部 (乙)								
年月日	金額又は見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積額の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
平成 年 月 日	10,000	選挙運動	通話料	〇〇県〇〇市〇〇5-8-8	〇〇株式会社			
	18,000							
(四) 交通費								
平成 年 月 日	10,000	立候補準備	電車代	〇〇市〇〇〇〇2-2	株式会社〇〇〇			
	10,000							
(五) 印刷費								
平成 年 月 日	750,000	立候補準備	ポスター印刷費	〇〇市△△△201-1	株式会社△△印刷		公費負担	
平成 年 月 日	455,000	立候補準備	ビラ印刷費	〇〇市△△△201-1	株式会社△△印刷		公費負担	
平成 年 月 日	245,000	立候補準備	はがき印刷費	〇〇市△△△201-1	株式会社△△印刷			
	1,450,000							
(六) 広告費								
平成 年 月 日	21,000	立候補準備	たすき作成費	〇〇市××4-4-4	有限会社〇〇染物			
平成 年 月 日	150,000	立候補準備	選挙事務所看板作成費	〇〇市××3-3-3	株式会社××看板工業			
平成 年 月 日	180,000	立候補準備	選挙事務所自動販売機代金	〇〇市××3-3-3	株式会社××看板工業			
平成 年 月 日	200,000	立候補準備	個人演説会看板作成費	〇〇市××3-3-3	株式会社××看板工業			
平成 年 月 日	500,000	選挙運動	拡声機借上げ料	〇〇市××5-5-5	株式会社△△音響			
	1,051,000							
小計	立候補準備のための支出	2,011,000						
	選挙運動のための支出	510,000						
	計	2,521,000						

⑧ ←

→ ⑦

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<記載例:支出の部>

5 支出の部 (乙)								
年 月 日	金額又は見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積額の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(七) 文具費								
平成 年 月 日	100,000	立候補準備	文具購入費	〇〇市××6-6-6	〇〇事務機販売			
文具費計	100,000							
(八) 食料費								
平成 年 月 日	3,000	選挙運動	お茶菓子購入	〇〇市××7-7-7	〇〇スーパー			
平成 年 月 日	45,000	選挙運動	食料代 (801,000×45%)	〇〇市××8-8-8	〇〇仕出し店前			
食料費計	48,000							
(九) 宿泊費								
平成 年 月 日	8,000	選挙運動	宿泊料	〇〇市△△111	〇〇ホテル前			
宿泊費計	8,000							
(十) 雑費								
平成 年 月 日	5,000	選挙運動	電気代	〇〇市××9-9-9	××電力前			
平成 年 月 日	5,000	選挙運動	ガス代	〇〇市◇◇1-1-1	◇◇ガス前			
平成 年 月 日	8,000	選挙運動	水道料	〇〇市◇◇2-2-2	〇〇市			
平成 年 月 日	5,000	選挙運動	石油代	〇〇市◇◇3-3-3	◇◇燃料前			
雑費計	23,000							
小 計	立候補準備の ための支出	100,000						
	選挙運動の ための支出	79,000						
	計	179,000						

⑨

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部(その1)>

○ 支出の部については、会計帳簿の記載と同様に、次に掲げる10費目に分類して記載します。費目の分類については、前述の「支出費目の分類上の注意」を御確認願います。なお、公費負担となるもの(選挙運動用自動車等の使用に要する経費を除く。)も記載しなければなりません、

(1)人件費、(2)家屋費(選挙事務所費、集合会場費)、(3)通信費、(4)交通費、(5)印刷費、(6)広告費、(7)文具費、(8)食料費、(9)休泊費、(10)雑費

※ 家屋費は、選挙事務所費と集合会場費に分けて記載願います。(⑥)

※ 食料費の記載に当たっては、公選法第139条(飲食物の提供の禁止)に御注意願います。(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子と候補者の選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当を除き、何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、禁止されています。したがって、候補者が選挙人、選挙運動員等に提供する場合はもちろん、第三者から候補者等に提供する場合も禁止されています。(⑨))

○ 「年月日」(月日)欄には、収入の部と同様に実際に支出のあった日を記載しますが、支出の約束の場合にはその約束のあった日を記載しなければならないので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。また、選挙運動用ポスターのように公費負担となる場合は、ポスター印刷に係る負約締結年月日を記載の上、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄に「公費負担」又は「公費担相当分」と明記願います。

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部(その2)>

- 「金額又は見積額」の欄には、収入の部と同様、金銭の支出の場合には当該金額を、金銭以外の支出の場合には時価に見積った額(無償提供等の場合には、収入の部に記載されている金額と同額)を記載します。
- 「区分」の欄については、立候補届出日の前日までの支出(支出の約束を含む。)を「立候補準備のための支出」とし、立候補届出日以後の支出を「選挙運動のための支出」として、区分して記載します。
- 「支出の目的」欄には、その費目について、例えば、事務員報酬、労務者報酬、ポスター印刷等の支出の目的を具体的に記載します。
- 「支出を受けた者」の欄には、収入の部と同様に、支出を受けた者の住所、氏名及び職業(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び法人等の名称)を記載します。
- 「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄には、収入の部と同様に、金銭以外の支出を時価に見積った場合の単価、数量等を具体的に記載します。(⑤)

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部(その3)>

○「備考」の欄には、支出の約束をしたものについてはその旨並びに履行の有無及び支出の月日、さらに約束したものの見積額の明細を記載します。なお、この「備考」の欄には、支出の計算基礎が記載される場合もあります。

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出の部の合計欄>

- 「計」、「前回計」及び「総額」の欄には、「立候補準備のための支出」と「選挙運動のための支出」とを区分して合計します。(⑩)
- 第1回分の報告書にあつては、「計」及び「総額」の欄に記載します。(⑩)
- 第2回分以降の報告書にあつては、前回までの総額を「前回計」の欄に記載します。(⑩)

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

＜記載例：支出のうち公費負担相当額、出納責任者欄＞

項目	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)
	円	枚	円
ビラの作成	6.50 円	,000 枚	円
ポスターの作成	250 円	枚	円
	円	枚	円
	円	枚	円
計	,000 円	枚	,000 円

⑪

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。
平成 年 月 日

出納責任者 住所 県 市 丁目 番 号
氏 名

⑫

備 考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては個別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「雑項」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用選挙事務、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人預託会場の立札及び看板の取付けに係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 選挙前後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前記報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第二十号様式収入簿の備考中2から8までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

選挙運動費用収支報告書の記載例及び記載要領

<支出のうち公費負担相当額欄>

○ 「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載します。ただし、各項目において2以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載します。(⑪)

○ 選挙運動用自動車及び船舶の使用に要した支出(借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)は、公職選挙法第197条第2項により、選挙運動に関する支出とはみなされないため、この「参考欄」に記載する必要はありません。(⑫)

○ 第2回分以降の選挙運動費用収支報告書にも忘れずに記載してください。

<出納責任者欄>

○ 「出納責任者の住所及び氏名」欄には、立候補届出時に選挙管理委員会に届け出たとおり記載してください。

Ⅲ 領収書等の添付

- 1 出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければなりません。(公選法第188条第1項)
- 2 出納責任者が、選挙運動費用収支報告書を提出する際には、領収書その他の支出を証すべき書面の写し(複写機により作成願います。)を添付して、提出しなければなりません。(公選法第189条第1項)
- 3 バス代等通常領収書等を発行しないもの、公費負担によるもの、コンビニエンスストア等への振込みによる支出に係るもの(払込金受領証の写しも添付願います。)及び労務等の無償提供によるもののように、事実上領収書等を徴することが不可能な場合には、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」(公選法施行規則第31号様式の2)を添付しなければなりません。
- 4 金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面「振込明細書に係る支出目的書」(公選法施行規則第31号様式の3)及び当該支出の金額及び年月日を記載したもの(振込明細書)の写しを添付しなければなりません。
- 5 3及び4の場合において、金融機関やコンビニエンスストアで公共料金等を支払った際に発行される払込金受領証に、支出の金額、年月日及び目的が記載されているときは、払込金受領証の写しのみ提出願います。(「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」の提出は不要です。詳しくは、次ページの表を御覧ください。)

領収書等の添付

○ 金融機関等に振込の方法により支出した場合の選挙運動費用収支報告書に添付する書類について

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年4月9日総務省令第41号)の施行日(平成24年4月29日)以後その期日を公示され又は告示される選挙からの取扱いです。

☆ 「払込金受領証」に支出の目的が記載されているか否かによって取扱いが異なります。

※ いずれの場合も「払込金受領証」の写しの提出も必要です。

	(1)金融機関で払い込んだ場合	(2)コンビニエンスストアで払い込んだ場合
支出の目的が記載されていない「払込金受領証」の写しに添付する書類	ア「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」 又は イ「振込明細書に係る支出目的書」 のいずれか	ア「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」
支出の目的が記載されている「払込金受領証」の写しに添付する書類	提出不要	提出不要

Ⅲ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(記載例)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

(甲)

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
平成 年 月 日	10,000 円	選挙運動	人件費	無償労働従事のため
平成 年 月 日	230,000	立候補準備	選挙事務所	無償提供のため
平成 年 月 日	750,000	立候補準備	ポスター印刷費	公費負担のため
平成 年 月 日	455,000	立候補準備	ビラ印刷費	公費負担のため
平成 年 月 日	245,000	立候補準備	はがき印刷費	
平成 年 月 日	150,000	立候補準備	選挙事務所看板作成費	
平成 年 月 日	180,000	立候補準備	選挙運動用自動車看板作成費	
平成 年 月 日	200,000	立候補準備	個人演説会看板作成費	

1 平成 年 月 日 執行

選挙

2 公職の候補者 氏名

3 出納責任者 氏名

備 考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫費、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

Ⅲ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(記載要領)

- 「支出の年月日」、「支出の金額」、「区分」、「支出の目的」欄には、選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載願います。
- 「領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情」の欄には、当該事情を具体的に記載します。
- 選挙の執行年月日、選挙の名称(選挙区名)、公職の候補者及び出納責任者の氏名は、立候補届出書及び出納責任者選任届のとおりに記載します。
- 1枚の様式に書き切れない場合は、別様式に記載願います。

IV 振込明細書に係る支出目的書(記載例)

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
(六) 広告費	拡声機借上げ料

1 平成 年 月 日 執行

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備 考

- 1 「支出の費目」の欄には、(一) 人件費 (二) 家賃費 (イ) 選挙事務所費 (ロ) 集合同会費等 (三) 通信費 (四) 交通費 (五) 印刷費 (六) 広告費 (七) 文具費 (八) 食料費 (九) 宿泊費 (十) 雑費の区別を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家賃贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別表とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

IV 振込明細書に係る支出目的書(記載要領)

- 「支出の費目」欄には、(一)人件費、(二)家屋費((イ)選挙事務所費、(ロ)集会会場費)、(三)通信費、(四)交通費、(五)印刷費、(六)広告費、(七)文具費、(八)食料費、(九)休泊費、(十)雑費の区別を記載します。
- 「支出の目的」欄には、選挙運動費用収支報告書の「5 支出の部」の該当する支出と同様に記載願います。
- 選挙の執行年月日、選挙の名称(選挙区名)、公職の候補者及び出納責任者の氏名は、立候補届出書及び出納責任者選任届のとおりに記載します。
- 本様式は、支出の目的ごとに別葉に作成します。したがって、同一の支出の費目において支出の目的が同一である支出が複数ある場合は本様式は1枚のみ作成し、同一の支出の費目において支出の目的が異なる場合は、その目的ごとに本様式を作成願います。

V 選挙運動費用収支報告書の提出期限

○ 選挙の期日から15日以内

※ (1)当該選挙の期日の告示の日前まで、(2)選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び(3)選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載して報告してください。

※ 選挙期日後15日以内に提出する、上記の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出してください。

※ 選挙運動費用の収支報告書若しくはこれに添付すべき書面(領収書等)の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をした出納責任者は処罰されます。(公選法第246条第5号の2)

○ 選挙運動費用収支報告書の公表等(公選法第192条)

・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会においてその内容を取りまとめ、市役所前の掲示場に掲示によりその要旨を公表します。

・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会において受理した日から3年間保存し、その期間内においては、何人もその閲覧を請求することができることとされています。